

英国知的財産庁，2011-2012 年度の事業計画書を公表

2011 年 6 月 29 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は，6 月 22 日，2011-2012 年度の事業計画書（Corporate Plan 2011/12）を公表した。同計画書は，同庁が年度中に達成しようとする目標を掲げるものであり，5 月 18 日に公表されたハーグリース・レビュー（「デジタル機会：知的財産と成長」報告書）において示された提言に対応することが最初の目標として取り上げられている。

掲げられた目標のうち，特に興味深い項目は以下のとおり。

- ・ ハーグリース・レビューの提言に対して応答する。
- ・ 知財を考慮したイノベーションに関するより統合した政策立案を実現するため，BIS（ビジネス・イノベーション・職業技能省）内に知財の利害関係者グループを設立する。
- ・ 大学や公共研究機関の知財管理の支援の方法について 2011 年 9 月までに考えを発展させる。
- ・ EU 特許と裁判所の提案が英国の目標に沿って採択されるように欧州のパートナーと交渉を行う。
- ・ 2011 年 10 月に予定されている共同体商標システムの立法提案に影響を与えるために，他の加盟国，OHIM および欧州委員会と共に作業を実施する。
- ・ 2011 年 12 月までに知財と公衆衛生に関する英国の立場を見直し一新する。
- ・ グリーン早期審査を評価し，この手法の国際的普及を継続し，低炭素製品および技術を支援する実務的な方法を発展させる。
- ・ 特許の滞貨などの共通の問題に対処するように関係を強化するため，特に中国，インド，および，ブラジルの新興国と二国間関係を深める。また，EU などのパートナーと知財の価値と役割を促進し，より効果的で着実な権利行使を求める。
- ・ 特許サーチレポートの 90%を 4 月以内に作成する。
- ・ 特許業務処理と IT システムを近代的にするプログラムについて作業を開始する。
- ・ 顧客満足度 95%を獲得する。
- ・ ワークシェアリングの利益，および，国際的な特許制度のその他の改善を最大化するために，国際的なパートナーと作業を実施する。
- ・ シンガポール条約を批准するための全ての手続きを 2011 年末までに完了する。
- ・ ウィーン協定を批准するための全ての手続きを 2011 年末までに完了する。
- ・ OHIM（欧州共同体商標意匠庁）の協力資金プロジェクトに積極的に参加し，欧州全域の商標サービスの更なる標準化のための範囲を調査する。
- ・ 2011 年 6 月に開始した「Peer to Patent」について，このシステムがどの程度の審査の補

助になるかを判断することを可能にするための評価報告書を 2012 年 4 月までに作成する。

- ・ 成功を納めている学校の子供のためのアイデア競争を継続して実施する。

－ 2011-2012 年度の事業計画書全文は、以下参照 －

[Corporate Plans](#)

－ ハーグリーブス・レビューに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[英国知的財産庁、「知的財産と成長」と題する報告書を公表\(2011年5月21日\)\(PDF\)](#)

－ Peer to Patent に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[英国知的財産庁、6月1日から「Peer to Patent」の試行を開始\(2011年5月31日\)\(PDF\)](#)

(以上)